

第50回新型コロナウイルス感染症対策本部会議事項報告

本日(7月31日)、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されましたのでお知らせいたします。

【参加者】 3役 危機管理監 部局長
危機管理課長 増進センター所長 福祉政策課長

【協議事項】

●緊急事態宣言期間中の公の施設及び主催イベント等の対応について

令和3年7月30日に発出された緊急事態宣言に伴う埼玉県の緊急事態宣言措置等の協力要請を踏まえ、本市の公の施設及び市主催イベント等について以下のとおり対応する。

1 対象期間

令和3年8月2日(月)から8月31日(火)

2 公の施設の利用制限等

(1) 公民館・交流センター・集会所等

- ・夜間区分(午後6時から午後10時まで)の利用を停止する。すでに予約済みの利用については、使用料の還付又は利用日の振替等を行う。
- ・対象期間中の利用に係る新規受付を停止

(2) 図書館

- ・館内利用時間 1時間以内(学習席含む)
- ・ふじみ野分館 開館時間:午後5時まで

(3) 学校体育施設開放

- ・夜間利用(午後6時30分から午後9時30分まで)の停止
- ・対象期間中の利用に係る新規受付を停止

(4) 総合体育館

- ・開館時間:午後7時30分まで
- ・対象期間中の利用に係る新規受付を停止

(5) キラリふじみ

- ・開館時間:午後8時まで
- ・対象期間中の利用に係る新規受付を停止

(6) その他

- ・すでに予約済みの利用団体に対しては、対象期間内の施設利用について再検討を促す。その場合において、利用団体が活動の自粛(キャンセル)を申し出たときは、使用料の還付(返金)又は利用日の振替等を行うものとする。

3 市主催イベントの取扱い

- ・県主催イベント等の取扱いに準じ、感染防止対策を十分に行えるものについては実施する。ただし、開催時間は午後9時までとする。

4 青色防犯パトロール

- ・青パト自主防犯組織(町会)へ貸し出しは中止する。

●老人福祉センター、市民福祉活動センター(ぱれっと)、いきいきふれあいセンターの対応について

1 老人福祉センター

- ・個人利用は、水・木・土曜日の入浴のみ前日に予約を受け付ける。
- ※卓球・麻雀・囲碁・将棋・ヘルストロン・マッサージ機の利用は休止する。
- ※大きい声を出す活動(カラオケや民謡など)については利用を禁止する。

2 市民福祉活動センター(ぱれっと)

- ・アスポーツ事業のみ毎週金曜日午後7時まで利用を認める。

3 いきいきふれあいセンター

- ・ジュニア・アスポーツ事業のみ毎週火・木・金曜日のみ午後7時まで利用を認める。

※2、3については、生活保護及び生活困窮世帯の児童又は生徒を対象としているため取り扱いにご注意願います。

●会議等の開催判断について

- 1 市民等市職員以外の者が参加する会議等は、十分な感染防止対策を講じた場合に限り、開催可能とする。ただし、可能な限り延期又は代替手段による開催の検討をすること。
- 2 職員のみが参加する会議は、十分な感染防止対策を講じた場合には、開催可能とする。なお、Web会議システムも積極的に活用すること。
- 3 当該取扱いの期間は、令和3年8月2日(月)から緊急事態宣言が解除されるまでの間とする。

●緊急事態宣言に伴う学校の対応について

1 部活動について

- ・活動期間:8月2日(月)から8月31日(火)
- ・活動日数:15日以内
- ・活動時間:120分程度
- ・校外活動:県外での活動は禁止

※連取試合等は自校を含めて2校までとする。

●その他

1 新型コロナウイルス感染拡大を防止するための職員の働き方・行動のポイントについて

◎職場における感染防止対策の継続

- ①時差通勤(30分単位で勤務時間の割り振り)
- ②『週休日の振替等』週休日を含めた振替による分散勤務を実践
- ③午後8時以降の勤務は原則命じない
- ④在宅勤務・交代勤務の活用
- ⑤サテライトオフィスの活用等による空間的分離
- ⑥庁内会議におけるWeb会議の利用
- ⑦職員の休憩時間の変更
- ⑧夏休及び年休取得の推奨

◎日常生活

- ①3つの密を避けた行動
- ②石鹸を使ったこまめな手洗い、手指消毒
- ③定期的に室内の換気
- ④正しいマスクの着用
- ⑤食事中の会話は控え、食後にマスク着用で会話を
- ⑥会食は、公務員の責任と自覚をもった判断を
- ⑦感染対策が十分に取られていない施設・イベントの利用は避ける
- ⑧不要不急の外出の自粛。特に飲食を伴う会合などは控えること
- ⑨十分な睡眠とバランスの良い食事を取り、免疫力を向上
- ⑩毎日の健康管理(体温測定、味やにおいの感じ方に異変はないか)